

## 告 示

### 埼玉県告示第九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番三十四号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更の内容

第十二条中「成年被後見人、被保佐人又は被保佐人」を削除する。

第三十七条中「十三人」を「二十人」に変更する。

第三十九条中「成年被後見人、被保佐人又は被保佐人」を削除する。

第七十八条第二項中「年六パーセント（分割徴収する場合にあつては年六パーセント以内）」とし、「を」を「法第百三条第四項の規定による公告（換地処分公告）」があつた日の翌日における法手利率以内とし、「」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和三年一月二十二日